## 三十二 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改	正	後	改	正	前
(延払基準を適用した場合の利 63(2)-10 法人が土地等の譲渡 法(以下「延払基準の方法」	ほにつき <u>法第62条第</u>	項に規定する延払基準の方		の譲渡につき <u>法第6</u> する延払基準の方流	2条第1項に規定する割賦基準又は 去(以下「割賦基準等」という。)
(延払基準を適用した場合の語 63(2)-11 法人が、土地等の語 業年度において延払基準の方  (算 式) 譲渡の日を含む事業年度 延払基準の方法による経 いないものとした場合に 置法第63条第2項第2号 適用して計算した譲渡利	譲渡につき当該土地等 方法による経理をして において 理をして おける措 × <u>令第</u> の規定を	<b>ទ</b> の譲渡のあった日を含む事	1 , , , , , , , , , , , ,	等の譲渡につき当該 <u>基準等</u> による経理を 年度において 理をしていな おける措置法 × の規定を適用	傾の計算) 数土地等の譲渡のあった日を含む事 としている場合には、 令第119条第2号又は第124条 第2号に掲げる金額 令第119条第1号又は第124条 第1号に掲げる金額
(公募要件に該当する事実を明 63(5)-13		<b>雪式)</b>	(公募要件に該当する事業 63(5)-13		<b>書類の書式)</b>

	改	正	後		改	正	前
	事要件に該当する事実を明ら; - 13	かにする書類の書	式)		要件に該当する事実を明らか 13	いにする書類の書式)	
課税除	、 :外とされる土地等の譲渡が公 :該当する事実を証明する明細語	5   1.5 1111	法人名	課税除夠	小とされる土地等の譲渡が公募 该当する事実を証明する明細書	1.7 (1)	人名
譲	土地の譲渡等の内容	1 措置法第63条第3項 旧措置法第63条の2第3	第 号該当 措置法第63条第3項第 号該: <u>頂第 号該当 旧措置法第63条の2第3項第 号該</u> :	譲	土地の譲渡等の内容	1 1	該当 措置法第63条第3項第 号該当 該当 措置法第63条の2第3項第 号該当
渡	土 地 等 の 種 類	2		渡	土 地 等 の 種 類	2	
資	土地等の所在地	3		資	土 地 等 の 所 在 地	3	
産	一団の宅地の面積	平方>	マラメートル 平方メートル	産	一団の宅地の面積	平方メート 4	ル 平方メートル
等	同上のうち当期において譲渡 等をすることとした土地等の 面積	<b>外</b> 5	件外件		同上のうち当期において譲渡 等をすることとした土地等の 面積	5 外	件 外 件
o o	同上のうち当期において公募 の対象とした土地等の面積	94 6	件外件		同上のうち当期において公募 の対象とした土地等の面積	6 外	件 外 件
明	   同上のうち当期において譲渡   等をした土地等の面積	<b>外</b> 7	件 外 件		同上のうち当期において譲渡 等をした土地等の面積	7 外	件 外 件
細	「5」のうち当期において公募 をしないで譲渡等をした土地 等の面積	8 外	件外件		「5」のうち当期において公募 をしないで譲渡等をした土地 等の面積	8 外	件外件
公募	公 募 の 方 法	9		公募	公募の方法	9	
要件	公募年月日又は期間	10 ~			公募年月日又は期間	10 ~	
に該	公募を実施した地域	11			公募を実施した地域	11	
当す	売 出 期 間	12 ~		11/	売 出 期 間	12 ~ .	
る事	応募者の範囲	13			応募者の範囲	13	
実等	一部の土地等につき公募をし なかった理由	14		実等	一部の土地等につき公募をし なかった理由	14	
	措置法令第38条の5第22項(旧 措置法令第38条の6第9項にお いて準用する場合を含む。)に該 当する土地の譲渡等の場合	15			措置法令第38条の5第22項( 同令第38条の6第9項において準用する場合を含む。)に該 当する土地の譲渡等の場合	15	
偉	考	,		備	考		

改	正	後	改	正	前
	記載の仕方			記 載 の 仕 方	
1			1		
(1)	*****		(1)		
(2) <u>租税特別措置法等の</u> -	一部を改正する法律(平	<sup>7</sup> 成10年法律第23号)による	(2) <u>措置法第63条の2</u> 第	<u> </u>	
改正前の措置法(以下	「旧措置法」といいます	<u>す。)第63条の2第3項各号</u>			
2			2		
2	 第63条第3項第1号か <i>i</i>	ら第6号まで又は <u>旧措置法第</u>	2	… :第63条第3項第1号か	ら第6号まで又は同法第63条
63条の2第3項各号			の 2 第 3 項各号		
4			4		
5 措置法律	・ 筆63条筆3陌筆4号か <i>i</i>	ら第6号まで又は旧措置法第	5 措置法	··· ·笙63冬笙3陌笙4号か	ら第6号まで又は同法第63条
63条の2第3項各号					
<u>00未の2                                   </u>			<u>00 2 第 3 項 日 5</u>		
0	••		6 7	•••	
8	••		8		
9			9		
10			10		
11			11		
12			12		
13	 ***********************************	00名 0 6 位 0 元 1	13		- <del> </del>
		88条の6第9項において準用	<u>'</u>		) <u>6第9項に</u> おいて準用する場
する場合を含む。)に該	当する土地の譲渡等の場	易合15」には、その土地の譲	合を含む。)に該当する	土地の譲渡等の場合15	」には、その土地の譲渡等が
渡等が <u>措置法令第38条の</u>	<u>5 第22項</u> 《公募要件に記	該当する土地の譲渡等》各号	措置法令第38条の5第20	)項(同令第38条の6第	3項において準用する場合を
(同令第38条の5第22項	<u>第3号</u> の規定に基づく打	昔置法規則第22条第4項各号	<u>含みます。)</u> 《公募要件	に該当する土地の譲渡	等》各号 ( <u>同令第38条の 5 第</u>
の規定を含みます。)のし	いずれかに該当する場だ	合は、その該当する条項を、		らく 措置法規則第22条第	4項各号 <u>(同規則第22条の2</u>
例えば「 <u>措置法令第38条</u>	の5第22項第1号該当	」のように記載します。 <u>この</u>	第3項において準用する	場合を含みます。以下「	<u>同じ。)</u> の規定を含みます。)
<u>場合、「備考」欄には</u> そ(	の土地等の譲渡対象者を	を決定した方法を例えば「全	   のいずれかに該当する場	i合は、その該当する条	項を、例えば「 <u>措置法令第38</u>
組合員のうらから募集し <sup>-</sup>	て抽選により決定」のよ	<b>に記載し、その土地の譲</b>	条の 5 第20項第 1 号 該当	」のように記載します。	•
渡等が措置法規則第22条第	第4項第3号に該当する	るときは、その土地の譲渡等	<u>なお、この場合には「</u>	備考」欄に、その土地	等の譲渡対象者を決定した方
が同項第1号又は第2号は	こ類する理由を記載して	こください。	法を例えば「全組合員の	ー うらから募集して抽選	により決定」のように記載し、

改	正	後		改	正	前
	による改正前の措置法	行令の一部を改正する政令 令第38条の6第9項におい に該当する場合も、同様に	_			3号に該当するときは、その 捏由を記載してください。
(1,000 平方メートル未満の	優良宅地等の適正価格	の判定)	(1,000平	<sup>Z</sup> 方メートル未満のf	優良宅地等の適正価権	各の判定)
63(5) - 14			63(5) - 14	·		
(1)			(1)			
(注)			(注).			
(2)			(2)			
(注) <u>国土利用計画法第</u> 2	27条の3第1項に規定す	<u> 「る注視区域内にある土地又</u>	(注)	国土利用計画法第2	<u>7条の2第1項</u> に規定	する監視区域内の土地につい
は同法第27条の6第	<u>1項</u> に規定する監視区域	域内 <u>にある</u> 土地について、 <u>同</u>	7	、同法第27条の39	第1項の規定に基づき	同法第23条第1項に規定する
		1て準用する場合を含む。)				規定による勧告を受けないで
		5第1項又は第27条の7第1	譲	譲渡した場合における	る当該届出に係る予定	対価の額は、適正対価の額と
<u>項</u> の規定による勧告:	を受けないで譲渡した場	<b>湯合における当該届出に係る</b>	<u>ਰ</u>	る。		
予定対価の額は、適	正対価の額とする。					
(3)			(3)			
(合併法人において土地等の	D取得日の引継ぎができ	ない被合併法人の判定)	(合併法)	人において土地等の	取得日の引継ぎがで	きない被合併法人の判定)
63(6) - 6						
措置法令领	第38条の5第23項			措置法令第	第38条の5第21項	
(取得日の引継ぎの特例の過	<b>適用を受ける土地等の区</b>	[分)	(取得日の	の引継ぎの特例の適	用を受ける土地等の	区分)
63(6) - 7	<u> 昔置法令第38条の 5 第2</u>	3項	63(6) - 7	<u>.</u>	<u> 貴置法令第38条の5</u> 第	第21項

īF 改 後 改 īF (いわゆる変態現物出資の対象とされた土地等の取得日の引継ぎ) (いわゆる変態現物出資の対象とされた土地等の取得日の引継ぎ) 63(6)-8 措置法令第38条の5第23項の規定により準用される同令第38条の4 63(6)-8 措置法令第38条の5第21項の規定により準用される同令第38条の4 第29項第3号に定める法第51条第1項の規定の適用の対象とされた同項に規 第29項第3号に定める法第51条第1項の規定の適用の対象とされた同項に規 定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等には、基本通達 定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等又は措置法第66 10-7-1に定める要件に該当し、かつ、法第51条第1項の規定の適用を受 条第1項の規定の適用の対象とされた特定出資により受け入れた資産に含ま けた土地等(土地の譲渡等が行われた時においてこれらの当該特定出資をし れている土地等には、基本通達10-7-1又は66-6に定める要件に該当し、 た法人(当該法人と令第4条第2項第1号に掲げる特殊の関係のある法人を かつ、法第51条第1項又は措置法第66条第1項の規定の適用を受けた土地等 含む。)が有するこれらの当該特定出資により新たに設立された法人の株式 (土地の譲渡等が行われた時においてこれらの当該特定出資をした法人(当 の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の全額 該法人と令第4条第2項第1号に掲げる特殊の関係のある法人を含む。)が である場合における当該土地等に限る。)が含まれるものとする。 有するこれらの当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出 資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の全額である場合 における当該十地等に限る。)が含まれるものとする。 (土地等以外の資産がある場合の取得日) (土地等以外の資産がある場合の取得日) (取得日の異なる土地等がある場合の区分) (取得日の異なる土地等がある場合の区分) 

## 三十三 第64条~第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

改	正	後	改	正	前
(関連事業に該当する場合) 64(1)-2(1)(2)(3)(4)(注) 措置法規則第22条の2第4項.			(関連事業に該当する場合 64(1)-2		•••
(借地人が交付を受けるべき借地権の 64(2)-23措置法規則第22条の		,	64(2) - 23	べき借地権の対価補償金の  現 <u>則第22条の3第4項.</u>	
(借地権の対価補償金の全部又は一部 64(2)-24措置法規則第22条の			64(2) - 24	全部又は一部を土地所有者  <u>現則第22条の3第4項.</u>	
(借地権の対価補償金の交付を受ける 合) 64(2)-26措置法規則第22条の			合) 64(2)-26		C新たに借地権を取得する場

	改		正	<u>.</u>		後			改		ΙΞ	<u>.</u>		前		
64(2) - 3	1 <u>.</u>	ついて収用等  昔置法規則第2 公一覧まり					費の計算)	64(2) - 3	上の資産にご31推	 <u>置法規則第</u>					ーーー iの計算)	
	(収用証明書の区分一覧表)         64(4)-1								(収用証明書の区分一覧表) 64(4)-1							
									<u>‡</u>							
別表一		収用	証明書の	区分一覧	表			別表一		収月	用証明書の[	区分一覧表	<b>麦</b>			
X	分	内	容	発行者	根拠条項	備	考	X	分	内	容	発行者	根拠条項	備	考	
	****		****				****		*****		*****			****	****	
§					措置法規 則22条の 2 4項 2号			(a)					措置法規 <u>則22条の</u> <u>3 4項</u> <u>2号</u>			
	****		~~~						*****		*****			****	****	
64(4) - 4		収用証明書の  措置法規則第						64(4)-	事業に係る  4 <u>.</u> j							

## 三十四 第65条の2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

改	正	後	改	正	前				
(代行買収における証明書 65の 2 - 12			(代行買収における証明書の発行者) 65の2-12						
<u>措置法規</u>	<u>則第22条の3第3項第1<del>5</del></u>	물		<u>則第22条の4第3項第</u>	<u>1号</u>				

## 三十五 第65条の3 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合に所得の特別控除》関係

	改		正		後				改		正			前	
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表) 65の3-4 <u>措置法規則第22条の4第1項</u> 別表二 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表						6	(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表) 65の3-4 <u>措置法規則第22条の5第1項</u> 別表二 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表								
X	分	内	容 発行者	析 根拠条項	備	考		X	分	内	容	発行者	根拠条項	備	考
①													ボラス (15) ボール (15) ボ		
②				 措置法規 則22条の 4 1項 2号イ				)					 措置法規 則22条の 5 1項 2号イ		

改	ΙĒ	後	改	正	前
202		措置法規 則22条の 4 1項 2号ロ	(202)		措置法規 則22条の 5 1項 2号ロ
203		 措置法規 <u>則22条の</u> <u>4 1項</u> <u>2号八</u>	203		
③		 措置法規 則22条の <u>4 1項</u> <u>2号二</u>	3		 措置法規 則22条の <u>5 1項</u> <u>2号二</u>
<b>4</b>		 措置法規 <u>則22条の</u> <u>4 1項</u> <u>2号ホ</u>	4		 措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>2号ホ</u>
⑤		措置法規 則22条の 4 1項	⑤		 措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u>

改	改 正			改	正		前
		<u>2</u> 号へ				<u>2 号へ</u>	
©		 措置法規 則22条の 4 1項 2号ト		⑥		 措置法規 則22条の 5 1項 2号ト	
⑦		 措置法規 則22条の 4 1項 3号		⑦		  措置法規 則22条の 5 1項 3号	
8		 措置法規 則22条の 4 1項 4号		8		  措置法規 則22条の 5 1項 4号	
9		措置法規 則22条の <u>4 1項</u> <u>5号</u>				 措置法規 則22条の 5 1項 5号	